

●補助対象となる中小企業について

→申請日現在に市内に店舗、事業所を有し、事業実績のある中小企業者が対象。ただし、下記の取り扱いとする。

①“中小企業者”とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の各号に該当する者を指す。

(参考) 中小企業基本法

第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第4号までに掲げる業種及び第5号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第5号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第5号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

※なお、中小企業庁ホームページ内のFAQ「中小企業の定義について」Q5より、「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業者に該当する。

②中小企業基本法第2条第1項の各号に記載されている「会社」の定義とは？

会社法上の会社を指すもの。また、下記の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとする(=当制度の対象)。

具体的には、次の通り(参考：中小企業庁ホームページ FAQ「中小企業の定義について」Q2による)。

| | |
|----------|--|
| 会社法上の会社等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社 ● 合名会社 ● 合資会社 ● 合同会社 ● (特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律) |
| 士業法人 | <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士法に基づく弁護士法人 ● 公認会計士法に基づく監査法人 ● 税理士法に基づく税理士法人 ● 行政書士法に基づく行政書士法人 ● 司法書士法に基づく司法書士法人 ● 弁理士法に基づく特許業務法人 ● 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ● 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人 |

③前項にない NPO 等の法人や組合などの取り扱いについて。

農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）を除き、中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解される（中小企業庁ホームページ FAQ「中小企業の定義について」Q6 より）。

→本法上の中小企業者に該当しないことから、当制度の対象外となる。

| | |
|----------------------------------|--|
| 中小企業者に該当する <u>=当制度の対象となる。</u> | <ul style="list-style-type: none">● 農家（個人農家）● 農家（農業法人 ※会社法の会社又は有限会社に限る。）● 医者（個人開業医） |
| 中小企業者に該当しない | <ul style="list-style-type: none">● 医者（医療法人）● 社会福祉法人● 特定非営利活動（NPO）法人● 一般社団、財団法人● 公益社団、財団法人● 学校法人● 農事組合法人● 有限責任事業組合（LLP）● 組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等） |